

令和3年8月10日

第5回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和3年度第5回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日（火） 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員（11名）

会 長	1 番	山野信也		
会長職務代理者	3 番	坂口政文		
委 員	2 番	徳山道也	4 番	安田令司
	7 番	清田伸一	9 番	田尻稔男
	11 番	松本正利	5 番	高田千代美
			10 番	小山省三

推進委員 （山口）上野勝

4. 欠席委員（2名）

6 番 前田眞由美 8 番 清田春行

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古閑康広
審議員 岩川康幸

7. 会議の概要

事務局	ただ今から、令和3年度第5回総会を開催いたします。 はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。
山野会長	挨拶
事務局	ありがとうございました。 玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は9名で過半数を満たしておりますので、総会が成立していますことを報告いたします。 また、同規則第4条の規定より、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。
議長（山野）	それでは、これより議事に入ります。 まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。 議事録署名委員は11番松本委員、2番徳山委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の岩川審議員を指名します。 よろしくお願いします。 つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請については、今回3件の申請がっております。まず1番から事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号の農地法第5条の規定による許可申請について ＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝ それでは詳細について説明いたします。 譲受人は地元で会社経営をされておりますが、今回、発電事業に取り組むために太陽光パネル192枚を設置し発電設備を建設するために申請されるものです。申請地は4ページの地図をご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。 この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから許可相当であると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 坂口委員
3 番(坂口)	この場所は隣近所にも迷惑が掛からない場所で、周りにも太陽光が設置されていますので問題はないと思います。
議長（山野）	はい、ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。 上野推進委員
推進（上野）	どれも遊んでいる農地でしたので、それを活用されることはいいことだと思います。
議長（山野）	はい、ありがとうございました。皆様から質問はありませんか。
2 番（徳山）	譲受人は芦北町となっておりますがこの方は、専門でされているのでしょうか
事務局	芦北で食品関係の会社経営をされていて、新たに取り組まれたと事業と事務局では聞いております。
議長（山野）	他にありませんか。ないようですので、採決を行います。議案第 1 号、1 番の案件について、承認される方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長（山野）	賛成多数。よって議案第 1 号、1 番については、承認されました。 つづきまして、2 番について事務局より説明をお願いします。
事務局	＝ 1 頁、議案第 1 号、2 番について議案書をもとに朗読＝ それでは詳細について説明いたします。 譲受人は、現在、熊本市のアパートに妻と子ども 2 人で居住されていますが、手狭になり住宅を建築する計画をされました。建築場所については申請人の勤務先が熊本市、妻の勤務先は玉名市で双方の通勤時間を考慮した結果、中間地点の玉東町で土地を探され、売買の契約が成立したため今回申請されるものです。

議長（山野）	申請地につきましては、5 ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。
3 番(坂口)	
議長（山野）	ご審議の程、よろしくお願いします。
推進（上野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 坂口委員
議長（山野）	ここの農地については北側に斜面があり、家を建てるには少し難しいかなと思いますが、南側は道路に面しているのでそちら側に建てれば問題はないと思います。
全委員	
議長（山野）	はい、ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。 上野推進委員
議長（山野）	山口地区の人口も減ってきているので、こういうふうに来られるのはとても歓迎しております。
事務局	はい、ありがとうございました。皆様から質問はありませんか。 (異議なし) ないようですので、採決を行います。議案第1号、2番の案件について、承認される方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 賛成多数。よって議案第1号、2番については、承認されました。 つづきまして、3番について事務局より説明をお願いします。 ＝2頁、議案第1号、3番について議案書をもとに朗読＝ それでは詳細について説明いたします。 譲受人は、現在、個人で板金業を営われています。今回、足場や資

事務局	材等、また作業車を置くスペースが不足してきたため申請地を資材置場及び駐車場として利用するため、今回申請されるものです。 申請地につきましては、5 ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 坂口委員
3 番(坂口)	この場所は両サイドには住宅が建ち、みずもたまり農地パトロールでもどうしようもない農地でしたが、こういう形で売買されて変わっていけば問題ないと思います。
議長（山野）	はい、ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。 上野推進委員
推進（上野）	別に利用してくれる人がいれば、うれしいことで賛成です。
議長（山野）	はい、ありがとうございました。皆様から質問はありませんか。
全委員	（異議なし）
議長（山野）	ないようですので、採決を行います。議案第1号、3番の案件について、承認される方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長（山野）	賛成多数。よって議案第1号、3番については、承認されました。

議長（山野）

続きまして、日程第3、議案第2号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

6 ページです。（朗読）

7 ページです。議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和3年7月26日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

8 ページをご覧ください。（総括表の説明）

9 ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃貸借権が1件です。面積は、樹園地が1筆で2,845㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。
- ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長（山野）

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

全委員

（異議なし）

事務局

続きまして、その他ですが事務局から何かありますか。

- ・ あっせん申出書について
- ・ 農地利用最適化推進委員の定数条例改正について

他に委員さんから何かありませんか。

(他に意見はなし)

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時30分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年8月10日

玉東町農業委員会会長

⑨

11番委員

⑨

2番委員

⑨